### 終了後の諸施策等について) (答申) 策について (特に、心身障害児の学校教育 東京都における心身障害児・者の総合的対

## 昭和五五年一〇月一三日

東京都社会福祉審議会

まえがき (略) 序論 (略)

早期発見、早期療育体制の充

実及び医療の総合的対策

早期発見

われているが、現状においては、危急新生児 いるなど、母子救急のシステムが不十分であ ニット)を具備した病院が地域的に偏在して 期の異常によるものが大半を占めているとい 等に対応できるNLCU (新生児集中ケアユ 心身障害の発生原因には、分娩周辺 慮される必要がある。

るූ が必要と認められるケースは、直ちにそれら 等で出生した新生児のうち、NICUのケア 点的に設置するとともに、都内各地区の病院 実が必要である。なお、この対策において の専門機関に移送されるシステムの整備、充 母子救急の情報網の整備等が合わせて考 したがって、NLCUを公的病院等に重

べきである。

施して障害の早期発見に努めており、その受 極めて重要な課題である。東京都において 診状況も年々向上し、相当の成果をあげてい は、先天性代謝異常健診、乳幼児健診等を実 また、疑わしいケースの早期発見、 診断は

> る 乳幼児健診において、疑わしいケースが拾い 実の問題として不可能である。したがって、 ζ 診察するのであれば問題はないが、これは現 あげられるような、より精度の高いスクリー 焦点が合っていないという問題がある。 健診については、必ずしも脳性まひの発見に 七カ月健診が重要な目安となるが、これらの は、超早期療育の面で三~四カ月健診、六~ ニングのシステムが必要である。 この対策としては、次の二つが考慮される 例えば、脳性まひの発見、診断に関して 心身障害児の専門家がすべての乳幼児を しかしながら、乳幼児健診の場におい

ら疑わしいケースが浮かびあがってくるよう 談指導にあたっているが、脳性まひの早期発 時から妊婦健診、乳幼児健診を通して一貫し な体制を早急に確立する必要がある。 見についても、その記述方法等について検討 た母子管理カードを作成し、健康管理上の相 し、こうしたリストの活用により、おのずか 東京都では母子健康手帳を併用して、妊娠 チェックリストの編成、

上記 専門家の参加によるネットワークづくり によって浮かびあがってきた疑わし

ಶ್ಶ

判定するシステムを確立する必要がある。いケースに対して、引き続き専門家が診断、

二 早期療育体制の充実

的に連結して始めて所期の目的が達成されけいしなければ意味がない。この二つが有機「早期発見」は、「早期治療、訓練」に連

システムの確立が急務である。しかるべき治療、訓練の場につなげるような児、またはその疑いのある子どもを、早期にこうした意味において、発見された障害

1。 重要であるが、これに対応できる施設も少なについては、○~一歳の段階での訓練が特に 児に関して際立っている。また、脳性まひ児 育の場が少なく、特に精神薄弱児、情緒障害 見されたとしても、それを受けて立つ早期療 しかし、現状においては、障害が早期に発

連して障害児保育についても充実が望まれ練施設の増設が必要である。なお、これと関いて年少幼児の早期療育の場として、通所訓活実習所に転換する方向にあるが、一方にお義務側に伴う対象児童の減少により成人の生後来の精神薄弱児通園施設は、養護学校の

要である。
るので、その専門機関の整備を図ることも必神医学的アプローチの重要性が指摘されていては、心理治療、発達援助等の心理学的、精また、最近、心身障害児・者の処遇についま

三総合的な相談、指導体制の確立

四 一貫した情報システムの確立

状は非常に不備である。こかした観点からみて現から学齢期まで一貫して、系統的に行われるが身障害児に対する相談、指導は、乳児期

導を受けるということになりがちである。を転々として渡り歩いて、一貫性に欠けた指時にかけての時期に、いくつかの病院や施設例えば、心身障害児の場合、出生から就学

である。 で要である。 で要である。 こうした現状を打開するには、種々の対応 が要である。 こうした現状を打開するには、種々の対応 が要である。 こうした現状を打開するには、種々の対応

五 医療体制の整備、充実これらの問題を含め研究の必要がある。 - の問題等もあり容易なことではないので、しかし、これを実現するには、プライパシ

六 更生医療制度等の改善

#### **更生医**疡

活用されていない。を占めており、他の障害については、あまりじん臓機能障害の透析療法、心臓手術が大半給付制度としての更生医療は、実績でみると成人期におけるリハビリテーション医療の

対し制度の改善を要望する必要がある。いるからである。また、受給の手続が複雑ないるからである。また、受給の手続が複雑な件となっているため、リハビリテーションの件となっているため、リハビリテーションのは、身体障害者手帳を所持することが前提条での原因は、現行の更生医療を受けるに

程度等級区分の改正について国に強く要望すいない。したがって、身体障害者手帳の障害でのハンディキャップに見合うものとなって分は、必ずしも障害者が社会生活を営むうえ分は、必ずしも障害者手帳の障害程度等級の区現在の身体障害者手帳の障害程度等級区分

#### 補装具製作

いので、公的資格制度等の導入について国に具に対し、その利用者からの不満は少なくな免許等の資格基準が定められていない。補装現在、補装具を製作する技術者について、

要望する必要がある。

## 心とした総合的対策在学期における学校教育を中

るූ 障害児の希望者全員就学を行ってきた。そこ Ιţ て考えられなければならない。 就学前対策及び卒後対策との連続線上におい けではなく、今後、検討を要する問題も多 てきた多くの重度の心身障害児に教育参加へ で、この五年問の経験を踏まえつつ、学校教 に先駆けること五年、 だけで自己完結し得るものではなく、当然、 に沿って考えるならば、 の道を開いたことであり、 育終了後の諸施策との関連において、 先に述べたように、東京都においては、国 心身障害児教育の義務制が実施されたこと しかし、これで問題がすべて解決したわ 教育の機会から免除、 心身障害者の福祉をそのライフサイクル 昭和四九年度から心身 在学期の問題はそれ 画期的事実であ あるいは猶予され 以下次

の事項について提言する。育終了後の諸施策との関連にお

一 就学時の問題

望する児童、保護者もあり、その要望は多様普通学級あるいは心身障害学級への就学を希養護学校教育の義務制に関しては、地域の

る。 相談、指導体制を整備することが必要であねるとともに、的確な就学相談ができるよう障害児教育の多様なあり方について研究を重化している。この状況に対応するには、心身

二 養護学校における教育内容

○生命の保持、健康・安全の態度、能力の育に対応するため、東京都教育委員会においてに対応するため、東京都教育委員会においては、「心身障害教育内容充実検討委員会」をは、「心身障害教育内容充実検討委員会」をで、方法の検討を行い、次の七つの教育の目標及び内容の大綱を設定している。この状況は重度化、重複化が進行している。この状況は重度化、重複化が進行している。この状況は重度化、重複化が進行している。

言語の習得と表現能力の拡充〇集団行動・集団生活への参加基礎的生活習慣の育成を開係の改善を開始のの対象を開始がある。

成

○知的能力の発達促進

の発達の状態に応じ、遊び、運動、作業の意(身辺・言語・感覚・健康)を重視し、児童小・中学部の段階では、基本的な指導、訓練この教育の目標及び内容の大綱に沿って、

実習、 リキュラムが編成されている。 欲を導き出すための様々な工夫をこらしたカ ては、進路にむけての指導が重視され、校外 社会見学等の作業教育が重視されてい 高等部におい

た が問題提起されている。 は一二年間で自立を可能にすることの困難さ が完成されていないという声も出ている。 ま おいて、身辺自立の能力がありながら、 が展開されているにもかかわらず、卒業期に このように学校側の熱意あふれる教育活動 教師自身からも学校教育の九年間、 それ

うな視点が考慮されるべきである。 動の一層の展開が望まれる。さらに、 においては、これまでの実践の中から生まれ れる面が少なくないと思われるので、 は、教師の創意工夫により、その発達が図ら た教育内容の集約を図るなど、調査、 しかし、重度の心身障害児の教育にあって 東京都 研究活 次のよ

### 小・中学部段階

せる 子どもの発達に即した教育内容を充実さ

指導方法の研究、 生活経験を豊かにするための教育内容、 実践を強化する。

子どもの諸機能の促進のため、 個別的な

兀

余暇活動の充実

機能訓練を重視する。そのための専門教師 の養成、 確保が緊急の課題である。

けての成長、発達を予測し、計画を立てて いく体制を関係諸機関の連けいと協力のも 小・中学部における段階から、将来にむ

#### 1 高等部段階

とにつくる。

ける実習等の経験学習を充実させる 特に、進路指導を重視して、学校外にお

進路指導専門教師の配置

関との連けい、協力体制をつくる。 進路判定のため、 民生、労働等関係諸機

育態度について指導し、 生徒の社会的自立を図るため、家族の養 協力を求める。

### Ξ 「交流教育」の促進

わゆる「交流教育」は、卒業後の社会におけ 小・中学校の児童、生徒との交流を図る、 る完全参加の基礎となるものであり、極めて 重要な課題である。 盲・ろう・養護学校の児童、 生徒と地域の ١١

望みたい。 参加させるなど、 ては、近隣の小・中学校の可能な教育活動に したがって、いわゆる「交流教育」につい 交流機会の拡大を図るよう

> 題がある 士で話し合える交友関係が育たないという問 動が著しく制限されており、 心身障害児の多くは、 地域における余暇活 卒業後も近隣同

を組織化する必要がある。 等住民の参加によるボランタリー な校外活動 強化する必要がある。 童、生徒の余暇時間の社会化や統合化を進め 育行政が中心になり、青年グループ、親の会 る社会教育計画を心身障害児にも広げること によって、自主的な生活場面における交流を これに対しては、子ども会活動など、児 そのためには、 社会教

#### 五 卒業時の問題

義務教育終了時の問題

Ų 障害児についても八六%の高等部等への進学 も九四%を超え、今日では国民的教育機関と %である。 体不自由養護学校九六%、 部等への進学率をみると、盲学校九六%、ろう に 状況をみると、施設入所や就職が年々減少 学校一〇〇%、精神薄弱養護学校七六%、肢 盲・ろう・養護学校中学部の卒業者の進路 ,われている。このような状況の中で、心身 昭和五十五年三月に卒業した生徒の高等 高等部への進学が増加している。 ちなみ 高等学校への進学率は、全国的に 病弱養護学校九三

進路指導機構の確立が望まれる。 として、心身障害学級卒業生の問題がある。 として、心身障害学級の中・軽度の児童、生徒は、潜 で養護学校の高等部への進学、職業訓練機関 で養護学校の高等部への進学、職業訓練機関 で表護学校の高等部への進学、職業訓練機関 での入所等、的確な進路が見いだせるような として、心身障害学級卒業生の問題がある。 として、心身障害学級卒業生の問題がある。

### 高等部卒業時の問題

%である。 精神薄弱養護学校五四%、肢体不自由養護九をみると、盲学校六三%、ろう学校四一%、をみると、盲学校六三%、ろう学校四一%、

心身障害者に対する職能判定、職業訓練及び職業安定所等との連けいを強めるとともに、望ましい。そのためには、学校において公共り、一般就労による社会的自立を図ることが卒業時の進路開拓にあたっては、可能な限

れることがないよう在宅サービスを中心にし 用意することが緊急の課題である。 療 時に、再び「失意の在宅生活」を余儀なくさ ŧ 多数入学しており、必ずしもすべて一般就労 護学校には、障害の程度の重い児童、 立が一つの目標であるといっても、現在の養 ての諸施策を充実、 適職の開発等、 た卒業後の充実したプログラムを教育、医 に結びつくわけではなく、またそのほかに 、ケースもある。 これらの障害児が卒業と同 心身障害者にとって、就労による社会的自 障害の状況からみて、 福祉、労働等の各分野の連けいのもとに 心身障害者の雇用促進につい 発展させる必要がある。 就労が望ましくな 生徒が

### 雇用促進問題

意味をもつものである。 己実現を図るという経済的、社会的、主体的の中で社会的役割を果たし、自己の成長と自は所得を得る手段であると同時に、働くこといる基本的権利の一つであり、人間にとって労働は、世界人権宣言の中でも認められて

雇用率が全体としては未達成とはいえ、身体の軽い順に一般雇用にのり始めており、法定身体障害者雇用促進法の改正により、障害

主要な課題である。
していくかが、今後の心身障害者就労対策ののような障害者にどのような形で就労を保障障害者の問題が顕在化している。そこで、このようなでますにがのような形で就労は一定の成果をあげつつある。

対策が必要である。
対策が必要である。
、次の点に配慮した包括的の人に適した労働につくことを援助する必要難な重度の障害者を含め、すべての人々がそにおいても、一般雇用に結びつけることの困る問題であるが、地方自治体としての東京都就労対策は、基本的には国の政策にかかわ

## 学卒求職者等の発見と指導

者が見いだされる。このうち、公共職業安定 設入所者や在宅者の中にも数多くの就職希望 障害者が数多くいるが、これらの人々に対し も一般雇用以外の形で就労を希望する重度の ダンスが適切になされていないという問題が 元的な責任機関がないため、 地域において職能判定、 比較的職業能力の高い者である。このほかに 所に登録され、 路を就職に求める者は、相当数にのぼり、 盲・ろう・養護学校の在学生で卒業後の進 一般雇用が可能となるのは、 相談、 障害の就労ガイ 指導を行う一 施

といった例も見られる。企業に就職したため、不適応を起こしているに入所していたり、徹底した訓練を受けずにある。また、一般雇用が可能な者が福祉施設

会」 (仮称)を設ける必要がある。る「福祉エリア」の中に「地域就労促進協議これらの問題を解決するためには、後述す

二 「地域就労促進協議会」(仮称)の設置 に、公共職業安定所、福祉事務所、福祉事務 する機関として標記機関を設置し、福祉事務 する機関として標記機関を設置し、福祉事務 する機関として標記機関を設置し、福祉事務 は、直ちに東京都心身障害者福祉センターや は、直ちに東京都心身障害者福祉センターと は、直ちに東京都心身障害者福祉センターと は、直ちに東京都心身障害者福祉とひと (仮称)の設置 は、直ちに東京都心身障害者福祉とひめるのある。

こで、この「地域就労促進協議会」の運営にり、期待するほどの効果をあげていない。そってきたが、総論的事項の連絡会議にとどま業安定所と福祉事務所との間で連絡会議をも東京都においては、これまでにも、公共職

の転換が求められる。 - スについて具体的に協議するといった発想あたっては、各機関が有している処遇困難ケ

# 三 職能評価方式の開発と活用

評価に携わってきた、PT、OT、心理職に ある。 その研究、 する場面での利用に結びつかないという根本 中心のものであるために、現実の雇用に関連 重要である。わが国の職能評価法は、 加えて労働科学からの参加を得て、プロジェ した新しい職能評価法の開発が急務であり、 的な問題がある。そこで、訓練、雇用に直結 理学療法士)、OT(作業療法士)、 クトチームを編成し、早急に着手する必要が 障害者の就労にとって職能評価は、 開発にあたっては、従来から職能 心理職 P T 極めて

う問題がある。つある重度、重複障害者には適用し難いといの就労を前提としているため、最近増加してまた、これまでの職能評価は、近代産業へ

用能力を包括的に評価できるものでなければルフケアと家事能力、「社会参加能力、「雇ず、重度、重複障害者にも適用しうる、「セ能評価方式は、企業内熟練工志向のみなら」したがって、今後開発されるべき新しい職

ならない。

ことが急務である。

一じスを含め、わが国の社会、産業に合致し術的生産工程のみならず、屋外作業、家事サ評価法を開発する必要がある。それには、技評価法を開発する必要がある。それには、技評価法を開発する必要がある。

### **] 職業訓練**

される。

であると、その基本的問題は、次のように集約の可能性を最大限に引き上げることであるとの可能性を最大限に引き上げることであるとの可能性を最大限に引き上げることであるとのができる。

## 多様な職業訓練制度の問題

身体障害者職業訓練校の訓練対象者と訓

練方法、

訓練科目につい

ての問題

対応しきれていないという問題がある。るため、現今の多様化する障害者のニーズににつける」という狭義の職業訓練に頼っていては、元来、わが国の職業訓練が「手職を身第一の多様な職業訓練制度という点につい

に頭脳を生かす専門職、管理職、研究職にむとっては、必ずしも手職は適職ではなく、逆すなわち、知的に高い重度の身体障害者に

能にする訓練が必要である。

・大・スピードも巧緻性も期待できない障害をた、スピードも巧緻性も期待できない障害をた、スピードも巧緻性も期待できない障害をた、スピードも巧緻性も期待できない障害をは、と種の学校等の、これらの人々に対しては、各種の学校等の、これらの人々に対しては、各種の学校等のである。ままにする訓練が必要である。

第二二職業川東交の問題である。 見正、別の入学、入所を保障する制度が望まれる。 関、福祉作業所などの間で機能分担しなが 関、福祉作業所などの間で機能分担しなが 関、福祉作業所などの間で機能分担しなが 関、福祉作業所などの間で機能分担しなが 関、福祉作業が 関、福祉作業が 関、福祉作業が 関、福祉作業が 関、福祉作業が 関、福祉作業が の入学、入所を保障する制度が望まれる。 関、福祉作業が の入学、入所を保障する制度が望まれる。 関、福祉作業が の入学、入所を保障する制度が望まれる。

ことから職業訓練機関を身体障害者用と精神した職業訓練校は設置されていないが、このまた、東京都には精神薄弱者だけを対象と

活用等を検討する必要がある。 職業訓練については、 中に、精神薄弱者向けのコースを新設する方 向をとるべきである。 者職業訓練校は、職業訓練法に基づく国から することを意味するものではない。 るが、このことは必ずしも建物自体を別個に 薄弱者用に分けて設置するか否かの議論があ みの余地、福祉作業所や生活実習所の機能の の事業として東京都心身障害者職能開発セン もあるので、既存の身体障害者職業訓練校の ター において両者を対象に実施している実例 の委託運営という制約はあるが、東京都独自 おいて異なった処遇が必要なことは当然であ 両者は、 評価、 判定及び臨床的な指導に 養護学校内での取り組 さらに、精神薄弱者の 身体障害

る。そこで、次のような対策を講ずる必要があ

に、精神薄弱者、重度の脳性まひ者、脳卒中対象別訓練方法の確立に対しては、実証的

めることが必要である。後遺症の片まひ者などの訓練方法の研究を進

高いでは、現在の産業界のニーが望ましい。また、身体障害者職業訓練校のが望ましい。また、身体障害者職業訓練校のが望ましい。また、身体障害者職業訓練校のが望ましい。また、身体障害者職業訓練校のが望ましい。また、身体障害者職業訓練校のが望ましい。また、身体障害者職業訓練校のが望ました。

N は、Silva Silva Silva

望まれる。と施設や各種の便宜の供与などによる助成が発揮されるので、そのシステムの開発、研究PW-は大都市においてこそ、その有効性が

五 就職のあっ旋

強化等が望まれる。

強化等が望まれる。

強化等が望まれる。

強化等が望まれる。。

### 六 一般雇用と自営

務から法定義務へ強化された。本的に改正され、身体障害者の雇用が努力義十一年一〇月に、身体障害者雇用促進法が抜身体障害者の雇用促進については、昭和五

に努める必要がある。おいては、これまで以上に障害者の雇用促進東京都はもとより、国、地方公共団体等に

「投量用では、企業は章星皆に労働皆にしだその受け入れを阻む障壁は厚い。第に理解も深まり拡大されつつあるが、いまー方、企業等における障害者の雇用は、次

能力は拡大、強化されつつあり、この受入れ側の工夫や専門的処遇方法の発展により雇用条件を付すことは理解できる。しかし、企業て雇用するのであり、採用にあたって一定の一般雇用では、企業は障害者を労働者とし

行うべきである。 行うべきである。 で、以下のような企業の受容能力を高める施に別待したい。また、東京都においても、こ策を充実させるとともに、企業の一層の努力に期待したいってきているといえよう。したがっ能力の拡大が企業の力量の指標とみなされる

が必要である。として住宅問題、通勤等の移動問題への配慮、このほか、一般雇用を側面から支えるもの

に対する生活指導助成制度の活用や通勤寮、れは著しく、その雇用促進は重要な課題である。しかし、法定雇用率の適用障害者の中にもない単純労働などにおいては必ずしも職業時とともに、当面、精神薄弱者の一般雇用促進は重要な課題であるとともに、当面、精神薄弱者の一般雇用対策の立ち遅なお、精神薄弱者の一般雇用対策の立ち遅

である。生活寮の充実等、雇用促進事業の推進が必要

要である。

一般雇用のほかに、視覚障害者や脳性まひ一般雇用のほかに、視覚障害者の事業経営につる。これについては、障害者の事業経営について相談、指導のできる機関を設置するこいで相談、指導のできる機関を設置することが必要がある。

ついて検討する必要がある。注の確保、相談、職業指導など、その対策にも少なくない。こうした障害者について、受また、いわゆる内職に携わっている障害者

七 保護雇用

Ιţ 化を呼びかけてきている。 的就労と決定的に異なる点である。 者に対して就職の機会を保障するものである 的配慮をすることによって、一定の労働 かにし、 はあるが一般雇用にはなじみ難い重度の障害 保護雇用は、 労働法の適用を受ける点が後述する福祉 | 九五五年以来、保護雇用の概念を明ら 各国の状況に応じた方法による具体 設備、 人事管理等の面 に福祉 L 能力

わが国の場合、障害者に対する労働政策

改正まで低調であったという事情もあって、 ない状況にある。 その概念についての共通の認識すら育ってい 保護雇用についての取り組みは遅れており、 昭和五十一年の身体障害者雇用促進法の

が、いかなる形で取り組むか、 **績を踏まえ、保護雇用の実現にむけてさらに** 検討を進めていくことが望まれる。 らの検討が望まれる。 労とは基本的に異なるという認識を基盤に、 適用を受ける就労形態である以上、 工場を、国に先駆けて独自に開拓してきた実 のわくをこえ、保護雇用への接近を図る福祉 これを労働行政、 は、保護雇用は労働契約に基づき、労働法の に重度の障害者の共同作業所として授産施設 今後、保護雇用を発展させていくために あるいは厚生行政のどちら 東京都としては、 大局的見地か 福祉的就 すで

### 在宅就労

なかった新しい発想による就労形態である。 障害者の家庭で行うという、これまで存在し 内職等と基本的に異なるところである。これ は、下肢障害等により通勤が困難なケースに 企業等と雇用契約を締結することが、従来の これは、企業の事業所で行うべき作業を、 極めて有効な就労形態と考えられ

> 件、 ಠ್ಠ 具体化にむけての研究をする必要がある。 に実施し、適した作業種目の選定、雇用条 指導、 したがって、 援助、 雇用者相互の連帯の方策等 企業の協力等を得て実験的

## 福祉的就労と作業活動

設 授産施設、重度身体障害者授産施設、 施設においては、 所などが設置されている。 授産施設のほか、東京都が先駆的に開設した 祉法に基づく精神薄弱者収容授産施設、 害者通所授産施設、福祉工場、 る授産施設、社会福祉事業法による授産施 の改善が望まれる。 のあり方について問題もあるので、次の諸点 心身障害者の作業活動の場としての福祉作業 福祉的就労の場としては、 身体障害者福祉法等に基づく身体障害者 施設相互間の連けいや運営 しかし、これらの 生活保護法によ 精神薄弱者福 身体障 通所

利用者の社会復帰の促進

最大限援助することにある。 心身障害者福祉の目的は、障害者の自立を

適当なガイダンスがなされていないため、こ で、 れらの施設にとどまっている場合もあるの 企業に雇用され得る能力をもつ者もいるが、 上記の授産施設等の利用者の中には、 一般雇用に結合させるよう一層の努力が — 般

必要である

受注等運営上の問題の解決

注、官公需の下請け優先権の確保など施設間 問題である。これを克服するには、 な工賃の確保と受注困難に起因する運営上の +の協議を強化して対処していく必要がある。 今日の福祉的就労の最大の問題は、 アフター ケア制度の確立 共同受 効率的

業安定所においては、専門相談員によるアフ 業生を企業や授産施設に送り出すだけで終わ ターケアを実施しているが、必ずしも十分と しないよう援助し、指導するアフターケアを たとき、安易に依存の生活へと「Uターン」 より重視すべきである。 はいえない面がある。 ってしまう場合が少なくない。また、公共職 心身障害者が就労生活の中で困難に直面し わが国では学校が卒

握 し、 ー を設置して、心身障害者職業センターと連け 必要がある。 いを図り心身障害者の就労状況を一元的には 前述したように、「 貫した指導体制の確立を図っていく 地域就労促進協議会」

在宅ケアと施設ケアの総合的

とより不可能である。

障害者に対する福祉サ

在宅ケアか施設ケ

ビスの提供のあり方は、

,かの二者択一的かつ固定的に考えられるべ

環境条件のいかんを問わず、すべて在宅ケア種類や程度、あるいは障害者をとりまく生活展開されてきている。しかしながら、障害の

)みで、福祉サービスを完結することは、

ならない。福祉も、この原則のもとに考えられなければることはいうまでもない。心身障害児・者の人間の成長発達及び生活の拠点が家庭にあ

合的に実施すべきものである。ニーズに合わせて柔軟に活用できるよう、総きものではなく、それぞれの利点を障害者の

を実現できる体制の確立が必要である。る、柔軟でタイムリーな福祉サービスの提供アにある者を在宅ケアへと移すことのできアにある者を施設ケアへと移し、また施設ケまく生活環境条件の変化に即応して、在宅ケまのためには、障害の変化と障害者をとり

## 「福祉エリア」の構築

構想として必要となってこよう。 部に福祉のネットワークをつくることが将来場として、「福祉エリア」を設定し、その内 在宅ケアと施設ケアが総合的に提供される

社会のあり方を示す動的な新しい概念であなサービスを総合的かつ包括的に提供するために設定される一定の区域であり、その区域のおうなかでである。そしてまた、従来の行政区域のようなある。そしてまた、従来の行政区域のようなのでででででは、一人の障害者のニーズに即応した適切の状況をは握し、状況の変化に即応した適切の状況をは握し、状況の変化に即応した適切の状況をは握し、状況の変化に即応した適切の状況をは握し、状況の変化に即応した適切のでいる。

てとらえられるものである。「福祉コミュニティ」のいくつかの統合としり、それは生活圏に焦点をあてたいわゆる

えられよう。 そこで、この「福祉エリア」を具体化するというう。 そこで、この「福祉エリア」を具体化するかという問題になる。これには慎に設定するかという問題になる。これには慎に設定するかという問題になる。これには慎をかには、まず、「福祉エリア」を具体化するをいれよう。

会後、東京都としては、住民の福祉活動が 今後、東京都としては、住民の福祉活動が の機能と役割 いの機能と役割 には、強力な権限をもったコーディネーターには、強力な権限をもったコーディネーターには、強力な権限をもったコーディネーターと職の設置について配慮する必要がある。 と職の設置について配慮する必要がある。 と職の設置について配慮する必要がある。 と職の設置について配慮する必要がある。 と職の設置について配慮する必要がある。

関のネットワークの「要」としてのセンター向上に有効に機能するためには、施設及び機「福祉エリア」が、心身障害児・者の福祉

機能と役割を合わせもつのでなければならなる。そのセンター施設は、次に述べるような施設の機能と役割が、非常に重要となってく

高度かつ専門的センター 機能

ばならない。 せンター 施設は、指導、訓練、治療の困難 センター 施設は、指導、訓練、治療を行い、地域の一般施設に措置変更された後も、 いる高度の専門家集団を擁するものでなけれ が して短期間に集中的な訓練、治療を行 はならない。

ことができるように援助する必要がある。関が、それぞれ本来の役割を効率的に果たすアセスメント体制を強化し、各種の施設、機スーパービジョン及び処遇方針決定のための内の施設、機関における指導、訓練、治療のまた、このセンター施設は、ネットワークまた、このセンター施設は、ネットワーク

ಶ್

そこで、センター施設には、障害者の状態要のない障害者が、施設に長くとどまるとい係なくされたり、逆に施設ケアを継続する必係なりで、対する切実な必要性に迫られてが設ケアに対する切実な必要性に迫られてアセスメントセンター (処遇評価)機能

ター機能をもたせることが必要である。処遇方針を指導するためのアセスメントセンービスを決定するとともに、障害者個々人のを、常時、的確に診断、判定して、必要なサ

るような方策も検討される必要があろう。が集中的には握され、必要なときに活用し得発揮されるためには、診断カルテを始め情報また、アセスメントセンター機能が十分に

セラーの配置についても検討する必要があ強化することを職務とするファミリーカウンを緩和し、施設入所者と家族間の結びつきをを緩和し、施設入所者と家族間の結びつきを実、強化する方策として、施設ケアと在宅ケ実、強化する方策として、施設ケアと在宅ケ

整備を急ぐ必要がある。

保、派遣)機能 リソースセンター (専門技術職員の確

とが必要である。
り対象者のニーズの充足を図る機能をもつこ職員を採用、確保したうえで、派遣制度によ用することの困難なPT、OT等の専門技術用するでとの困難なPT、OT等の専門技術

インフォメーションセンター(情報提供)

機能

三 在宅ケアのための条件整備し、提供する機能をもつことが必要である。設のサービス内容や諸施策の情報を常に整備する情報が得られるように、区域内の個別施センター施設は、区域内の利用者が必要と

このためには、特に次のような各種の条件のサービスを優先していかなければならない。とは、すでに述べたとおりである。とは、すでに述べたとおりである。とは、在宅ケア、施設ケアを必要不可欠な場合は、在宅ケア、施設ケアの両者が必要であ

本宅心身障害児・者に対する所得保障 でれている。 (月額三万円)が、国の制度として支給 で、特別児童扶養手当(月額三万円)、二十 で、特別児童扶養手当(月額三万円)、二十 で、特別児童扶養手当(月額三万円)、二十 で、大になると、国民年金法による障害福祉 で、大になると、児童、成人別でみると、児 で、人間での重度心身障害児・者に対する所得保 でれている。

するものとして、二十歳未満の者を対象とし東京都においては、これら国の施策を補完

りの改善が図られてきている。
りの改善が図られてきている。
い見童育成手当(障害手当月額七五〇〇円)が、都及び区市町村の制度と
にて支給される。さらに、常時介護を要する
が、住民の福祉向上の立場から国の制度を補が、住民の福祉向上の立場から国の制度を
が、住民の福祉向上の立場から国の制度と
のであるが、自治体としての都及び区市町村の制度と
のであるが、自治体としての都及び区市町村の制度と
のであるが、自治体としての都及び区市町村の制度と
のであるが、自治体としての都及び区市町村の制度と
のであるが、自治体としての都及び区市町村の制度と
のであるが、自治体としての都及び区市町村の制度と
のであるが、自治体としての事が区市町村の制度と
のであるが、自治体としての事が区市町村の制度と
のであるが、自治体としての都及び区市町村の制度と

安定した生活を保障するには十分とはいえなしかしながら、障害者に地域社会の中での

の課題として検討されるべきである。付水準の引き上げ、所得制限の緩和等が今後件の一つとして、所得保障は重要であり、給コミュニティケアを実質的に可能とする条

介助、介護の紹介、派遣及びホームヘル

パー制度の充実

する制度も十分ではない。それらの人々を紹介する機関は少なく、派遣・者が、介助、介護者を得たいと思っても、家庭にあって常時介護を要する心身障害児

現行制度では、身体障害者が一時的な疾病現行制度では、身体障害者が一時的な疾病現行制度では、身体障害者が一時的な疾病現行制度では、身体障害者が一時的な疾病現行制度では、身体障害者が一時的な疾病のでいない。

る。 は、十分ではないので、一層の充実が望まれに、週二回、一回につき半日程度の派遣で常時介護を要する心身障害児・者のいる家庭常時介護を要する心外パー派遣制度もあるが、

移動の手段の確保

題がある。 りがちな理由の一つに、移動が困難という問ーを完心身障害者の生活がとかく閉鎖的にな

面に関する検討が必要である。に確保するまでには至っていないので、このが、重度の心身障害者の移動の手段を具体的を始め、各種の優遇措置等が実施されている現行制度としては、国鉄等旅客運賃の割引

なお、多くの区市で、すでに実施している

場であり、問題が生じたときに相談相手にな

めの施策を検討し、拡充に努める必要があタクシー券の交付等、移動手段を確保するた各種通所施設におけるマイクロバスの通行、

ಶ್ಠ

地域における訓練、生きがい対策の核として 障害者が学校卒業後の活動の拠点を必要とし 重要である。 者にとって、作業訓練等を通して心身の発達 の重要性をもっている。 は、一般企業への雇用が困難な心身障害者の 活動作訓練、各種の学習活動、レクリエーシ 福祉作業所にも通所が困難な重度の心身障害 相互に交流し、 そうした活動プログラムのもとで、障害者が 害者の様々なニー ズに対応するため、日常生 け皿として拡充されることが望まれる の通所施設が整備され、学卒者のニーズの受 ている今日、自宅から通える距離内にこれら や社会活動能力の開発、 ョン、作業活動、 ムが用意されていなければならない。また、 主として作業活動の場としての福祉作業所 さらに、これらの施設においては、在宅障 福祉作業所、 地域社会に生活する重度の心身 集団への帰属感が充足される 生産活動等多様なプログラ 生活実習等の整備、 また、生活実習所は 援助を行う場として

- 通力屋、上舌屋、エマ寸主ご等りとなれる人のいる拠点でもなければならない。

通勤寮、生活寮、ケア付住宅等の整備

方写

正告の下でには「シにハン。在宅障害者は、本人と親の高齢化の中で、

生活の不安に直面している。

的に実施されるよう留意すべきである。人のニーズを十分に配慮するとともに、効果らの諸施策の実施にあたっては、障害者個々け住宅等の建設が必要である。ただし、これいくためには、通勤寮、生活寮あるいはケアいくをのには、通勤寮、生活寮あるいはケア

レクリエーション、スポーツ施設等の整

低充実

要がある。

一学学者の介護に従事している家族の場所である。

一学学者本人の双方にとって、日常のケアのと障害者本人の双方にとって、日常のケアのとでは、家族とともに障害者が障害の状況にあには、家族とともに障害者が障害の状況にないでスポーツを楽しみ、またスポーツを通いしてスポーツを楽しみ、またスポーツを通いしてスポーツを楽しみ、またスポーツを通いでで、るができる。そのた生活を送るうえで極めて重要である。そのた生活を送るうえで極めて重要である。そのたりでで、方には、などである。

この障害者のレクリューション施設を検討

責務ともいえる。

で、幅をもたせた検討が必要である。的に利用できる地域の小規模施設に至るまするにあたっては、大規模なものから、日常

緊急一時保護制度の整備、充実

強化が要請される。 は、いまだ不十分であり、この制度の充実、場合があるが、これに対する受け入れ体制り、緊急かつ一時的に施設入所を必要とするる家庭の事情、または医療介護の必要等によ在宅心身障害児・者が、家族の疾病等によ

まうな配慮が必要である。 実施にあたっては、地域的偏在をきたさないある。また、区市町村等によっては、独自のある。また、区市町村等によっては、独自の病院保護の場合、緊急の必要に応ずるため

障害者の住みよい街づくり

きるよう条件整備を行うことは、社会全体のある。障害児・者自身が積極的に社会参加で社会生活における不便を取り除き、障害児・加するためには、障害児・者の日常生活及び加するためには、障害児・者の日常生活及びい い身障害児・者が地域社会の一員として家

必要不可欠であることを強調したい。
さ、環境を整備していかなければならない。
き、環境を整備していかなければならない。
をとりまく生活環境から物理的障害を取り除共建築物、交通機関、住宅、道路等、障害者 のでは、険害者の住みよい街づくりのためには、公

制定について検討する必要があろう。けいが必要であり、そのための法律や条例のには、国を始め、都及び区市町村の強力な連また、計画的な福祉の街づくり推進のため

ボランティアの育成と活用

ボランティアの協力が不可欠である。は、熱意と意欲をもって自発的に活動を行う心身障害児・者福祉を一層推進するために

その拡充を図る必要があろう。ともなり、地域の紐帯を強めるものとして、アを活用することは、老人自身の「生きがハー助として、例えば地域の老人のボランティー助として、例えば地域の老人のボランティーの

ある。
能となるよう、その奨励と助成を図る必要がを拡大し、多彩なボランタリーサービスが可今後のボランティア活動は、その活動領域

井健三 (東東都医師会理事)

施設の体系的整備 (略)

私の役割分担及び福祉教育問題行政機関相互の役割分担、公

(略)

福祉職員の問題 (略)

まとめ (略)

授)、福田垂穂 ( 明治学院大学社会学部 授)、磯部清(身体障害者雇用促進協会副 長)、五島良次(東洋大学教授)、妹尾正 英(心身障害児総合医療療育センター 正治 ( 東京都立王子養護学校校長 ) 、和久 長) 、三和治 ( 明治学院大学教授 ) 、吉沢 国特殊教育推進連盟理事長) 、中村健二 島啓子 (日本女子大学教授)、下田巧 (全 会長)、川田仁子(藤倉学園理事長)、小 会長)、石井哲夫(日本社会事業大学教 須美 ( 三和電気工業株式会社代表取締役 (弘済学園園長)、野村歓(日本大学助教 (国立秩父学園園長)、 [臨時委員] 石井 東京都社会福祉審議会第二 者福祉)分科会委員名簿 〔委員〕鍛冶千鶴子 (弁護士)、 (心身障害 小池文